

—国のかたちを変える—

出先機関改革の基本方向（案）

国のかたちを変える。住民に身近な行政は、身近なところで。
このため、年内に、出先機関改革のアクション・プランを定める。

- 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲する。
 - 広域的实施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。

- 上記の体制が整うまでの間、地方自治体の意見・要望を踏まえ、以下の措置を行う。
 - ・ 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限は、当該都道府県に移譲する。
 - ・ 複数の都道府県にまたがる事務・権限であっても、特区制度の利用などにより移譲する。

- 出先機関のスリム化・効率化を行う。